

2023年1月27日

各位

会社名 株式会社ネクスグループ
代表者名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電話 03-5766-9870

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年2月24日開催予定の第39回定時株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席でき、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなど今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものと考えております。そこで、場所の定めのない株主総会が開催できるよう、現行定款第13条に第2項を追加するものであります。

また、本定款の一部変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を当社が得ることを条件として、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(招集の時期) 第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。	(招集の時期及び方法) 第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。
(新設)	② <u>会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

以上